

政治資金規正法の改正も含めた再発防止を求める意見書

政治資金規正法に基づく、自由民主党の派閥主催の政治資金パーティーに関して、収入の一部、また、派閥から所属議員へ支出された政治資金の一部が、派閥側または参加議員側を含めた双方の政治資金収支報告書に不記載であったことが明らかになった。

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるよう制定されたものである。

今般の件は、同法に抵触するものであり、政治への国民の信頼を著しく損ねる行為である。

よって、国におかれては、今回の不記載行為の全貌が関係当局の調査によってつまびらかとなれば、政治資金規正法の改正も含めた再発防止のために必要な措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 弘 田 兼 一

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 } 様